

◎入札説明書

令和2年度特別展Ⅱ「鋼と色金―茨城の刀剣と刀装―」に係る図録・ポスター・チラシ・招待券等印刷及び撮影業務に係る入札公告に基づく一般競争入札については、公益財団法人茨城県教育財団会計処理規程に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和2年9月12日

2 入札に付する事項

(1) 業務名

令和2年度特別展Ⅱ「鋼と色金―茨城の刀剣と刀装―」に係る図録・ポスター・チラシ・招待券等印刷及び撮影業務

(2) 業務内容

別添仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和3年3月31日（水）まで

(4) 履行場所

茨城県立歴史館（茨城県水戸市緑町2丁目1番15号）

3 担当課

〒310-0034

茨城県水戸市緑町2丁目1番15号

茨城県立歴史館 管理部管理課 担当 袖山

電話 029-225-4425

FAX 029-228-4277

4 入札参加資格

- (1) 政令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格を有する者であって、同要項第5条に規定する物品調達等競争入札参加者有資格者名簿の大分類01（印刷類）に登録がなされていること。
ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている

者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。

(5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。

(6) 過去5年間で公立の博物館又は美術館の展覧会図録を作成した実績が1件以上あること。

5 入札説明書等に関する質問

(1) 入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおりファックスにより質問すること。

ア 質問受付期間

公告の日から令和2年9月17日（木）午後5時まで。なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

イ 質問受付先

3の担当課に同じ

ウ 方法

ファックスにより提出すること。

(2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日時

令和2年9月18日（金）午後5時まで

イ 方法

ファックスにより回答する。その後、質問及び回答をホームページへ掲載する。

6 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、郵送又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に4に係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限

令和2年9月24日（木）午後5時まで。なお、提出期限までに必着のこと。

(2) 提出方法

郵送又は持参により提出すること。

(3) 提出先

3の担当課に同じ。

(4) 結果通知

入札参加資格の合格・不合格について審査し、令和2年9月29日（火）までに、証明書等審査結果通知書を郵送する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

7 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、公益財団法人茨城県教育財団会計処理規程第46条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、全額又は一部を免除する。

8 入札の方法

(1) 入札書の提出方法

ア 入札書に必要事項を記入・押印のうえ提出すること。また、入札金額内訳書を併せて提出すること。

イ 落札決定に当たっては、予定価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税額等抜きの金額（整数）を記載すること。

なお、提出した入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き替え、又は撤回することができない。

(2) 入札日時及び場所

ア 日時 令和2年9月30日（水）午後1時

イ 場所 茨城県立歴史館 1階 第一講座室

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき

(2) 入札参加資格がない者がした入札

(3) 電報、電話及びファックスによる入札

(4) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札

(5) 記名押印を欠くとき

(6) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき

(7) 首標金額を訂正した入札を行ったとき

(8) 同一の入札に2通以上の入札を行ったとき

(9) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に入札参加資格要件を欠いた者のした入札は、無効とする。

(10) その他この公告に示す条件に反した者がした入札及び入札に関する条件に反する入札

10 落札者の決定方法等

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。た

だし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

- (2) 落札者がいない場合は、直ちに再度の入札を行うこととする。この場合において、入札回数は初回の入札を含めて2回を限度とする。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

11 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、辞退届を提出するものとする。

12 契約書作成の要否

- (1) 契約の相手方が決定したときは、当該決定の日から5日以内に契約の締結に応じるものとする。
- (2) 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。
- (3) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

13 契約条項

別紙契約書（案）のとおり

14 その他

- (1) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (2) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。